

○西予市名誉市民条例

平成19年3月28日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、広く社会の進展に貢献し、顕著な功労のあった者に対して西予市名誉市民(以下「名誉市民」という。)の称号を贈り、これを顕彰することを目的とする。

(称号を贈る条件)

第2条 名誉市民の称号は、次の各号に掲げる事項に該当する者に贈ることができる。

- (1) 本市に居住している者若しくは居住していた者又は本市出身の者
- (2) 産業の振興、社会福祉の増進又は学術、文化等の進展に功績があった者
- (3) 市民が郷土の誇りとして、深く尊敬する者

(選定及び顕彰)

第3条 名誉市民は、市長が市議会の同意を得て選定し、その事績を公表して顕彰する。

(待遇)

第4条 名誉市民に対しては、次に掲げる待遇をすることができる。

- (1) その功績を長く伝える方途を講ずること。
- (2) 市の行う式典へ招待すること。
- (3) 死亡の際に相当の礼をもって弔慰を行うこと。
- (4) その他適当と認める待遇措置を講ずること。

(称号の取消し)

第5条 名誉市民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、市民の尊敬を受けなくなったと認めるときは、市長は市議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。

2 前項によって名誉市民でなくなった者は、その取消しの日から前条の規定によって与えられた待遇を失う。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 明浜町名誉町民条例(昭和61年明浜町条例第19号)、宇和町名誉町民条例(昭和53年宇和町条例第7号)、野村町名誉町民条例(昭和36年野村町条例第21号)、城川町名誉町民条例(昭和36年城川町条例第1号)、三瓶町名誉町民条例(昭和45年三瓶町条例第21号)の規定により名誉町民の称号を授与された者(平成16年4月1日における故人を除く。)については、この条例に基づく名誉市民とみなす。